

福岡県GAP認証制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、持続的な農林業生産を行うため、福岡県内で生産する農林産物を県が定めた食品安全、環境保全、労働安全の基準に基づき、生産、出荷されることを県が認証する制度について必要な事項を定めるもの。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認証

農林産物の生産にあたって、申請要件及び適合基準（以下「基準」という。）に適合していることを福岡県知事が認めることをいう。

(2) 認証取得者

前号の規定により認証された生産者、団体をいう。

(3) 調査員

農場の生産工程管理の実施状況を基準に基づき調査する者。

(4) 民間GAP

民間団体による第三者認証を備えたGAP（GLOBALG. A. P.、ASIAGAP等）。

(5) 事務局

団体に認証を取得する際、団体の書類や品質管理マニュアルを整備・管理する機関（JA等）。

(認証対象農林産物)

第3条 認証対象農林産物は次のとおりとする。

野菜、果樹、茶、米、麦、きのこ、その他の作物（食用）、その他の作物（非食用）

(申請の区分)

第4条 申請の区分は、個人及び団体とする。

(申請要件)

第5条 認証を申請できる者は、次の要件に該当する者とする。

(1) 県内に住所を有する生産者又はその組織する団体、農業の専門学科を有する教育機関であること。

(2) 第3条に規定する農産物を1品目あたり10アール以上生産していること。

ただし、きのこの場合は、原木栽培においては林内ほだ場で3アール、人工ほだ場でほだ木1,000本以上、菌床栽培においては栽培施設の床面積で2アール以上生産していること。

なお、農業の専門学科を有する教育機関においてはこの限りではない。

(3) 関係法令を遵守していること。

(4) 団体については、対象とする農林産物に係る統一的な生産出荷基準を定め、当該基準の遵守を管理する事務局を有すること。

(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は暴力団、暴力団員が役員となっている団体若しくは暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者でないこと。

(適合基準)

第6条 知事は、認証の区分及び団体申請に係る適合基準（別記第1号）を設定するものとする。

(申請費用)

第7条 申請費用については無償とする。

(申請)

第8条 認証を受けようとする者は、申請書（様式第1号）により知事に申請するものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 福岡県GAP点検シート（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 残留農薬分析、土壌分析、及び水質検査結果（参考様式第1号）

3 既に民間GAPを取得している生産者については、その証明書の提出をもって取組状況調査および審査を免除できるものとする。

(調査)

第9条 知事は、前条の申請に基づき調査員により現地にて取組状況調査を行う。

2 調査員は、GAP指導員育成に関する研修を受講した者等、専門の知識を有する者とする。

3 個人申請については、個人の書類及び取組状況調査を行う。団体申請については、団体事務局及び団体に所属する生産者数の平方根以上（小数点切り上げ）を満たす数をサンプリングし、書類及び取組状況調査を行う。なお、団体の運営機能等に問題がある場合は、知事の判断により生産者数を追加でサンプリングし調査することができることとし、サンプリング対象生産者を10日以上前に団体事務局へ通知するものとする。

4 知事は、取組状況調査を終了したときは、その結果について速やかに取りまとめ、申請者に取組状況調査報告書（様式第4号）を送付するものとする。

5 基準に適合していない項目があった場合、申請者は取組状況調査から1ヶ月以内に改善に係る行動計画を記載した改善報告書（様式第5号）を知事に提出するものとする。

6 知事は、改善報告書をもとに取組状況を再調査する。なお、必要に応じて現地での調査を行うものとする。

(審査委員会の開催)

第10条 知事は、別に定めるところにより取組状況調査等の結果に基づき認証の可否を判定するための審査委員会を設置し、原則として次の時期に開催するものとする（〔〕内は申請書受付期間とする）。ただし、知事が必要と認める場合は、この限りでない。

- (1) 7月〔当年5月まで〕
- (2) 11月〔当年9月まで〕
- (3) 2月〔前年12月まで〕

(認証)

第11条 知事は、前条の審査委員会の結果に基づき、当該申請者を認証するものとする。

2 知事は、認証取得者に対し、福岡県GAP認定証（様式第6号）を発行し、通知するものとする。

(情報公開)

第12条 知事は、認証に係る情報を県のホームページで公開するものとする。

(認証の有効期間)

第13条 認証の有効期間は、認証を受けた日から2年を経過した月の属する月末の間とする。

(取組状況等の確認)

第14条 知事は、認証取得者に対し生産出荷等の状況について、必要があると認められるときは、取組状況等を確認できるものとする。

2 前項において、知事は改善の必要があると認めるときは、認証取得者に対して必要な措置を講じるよう指示するものとする。

3 同調査については第15条に規定する更新は除く。

(認証の更新)

第15条 認証の更新を受けようとする者は、認証有効期間が満了する日の2ヶ月前までに、第8条の規定に準じ更新申請を行うものとする。

(認証の変更申請)

第16条 認証取得者は、認証された内容に変更が生じた場合は、第8条に準じて変更申請書（様式第1号）を提出するものとし、知事は第9条に準じて取組状況調査を行うものとする。

2 軽微な変更をする場合は福岡県GAP認証変更届（様式第7号）により、知事に届け出るものとする。なお、軽微な変更とは、住所・氏名（団体名）・連絡先の変更を指す。

(認証取得者の遵守事項)

第17条 認証取得者は、生産管理、品質管理に誠意を持って取り組まなければならない。

2 認証取得者は、基準に則した生産工程管理の実践を行い、1年に1回以上、自己点検

や内部監査を実施し、不適切な事項があれば改善を行うよう努めなければならない。

3 認証取得者は、知事の行う監査等に誠実に対応しなければならない。

(認証の取消し)

第18条 知事は、次の場合には認証を取消することができるものとする（様式第8号）。

- (1) 監査の結果、認証取得者の取組が基準等に適合していないこと等、不適切な事実が確認され、かつ改善措置に従わない場合。
- (2) 認証取得者の申請内容に虚偽が判明した場合
- (3) その他認証取得者が信頼性を損なう行為をした場合

(事故等の対応)

第19条 認証された農林産物について、品質等に関する事故等（以下「事故等」という。）が発生した場合は、認証取得者がその責任を負うものとし、責任をもって原因究明を行うとともに、誠意をもって必要な措置を講じるものとする。

2 認証取得者は、事故等が発生した場合は遅滞なく知事に届け出るものとする。

3 知事は、事故等が発生した場合は認証取得者に対し適切な指導を行うものとする。

(個人情報への取扱い)

第20条 認証に際し、県が把握した個人情報等については、GAPの普及推進の用途以外の目的には用いないものとする。

(その他)

第21条 この実施要領に定めるほかに必要な事項が生じた場合は、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成30年2月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月26日から施行する。